

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

佐賀厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月から 10 年 2 月まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社の役員であった期間のうち、平成8年2月から10年2月までの標準報酬月額が実際の報酬に比べ著しく低い金額になっていることが分かった。当時、標準報酬月額は59万円だったと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年3月6日から5日後の同年3月11日付けで、遡及して8年2月から9年9月までの標準報酬月額が9万2,000円、同年10月から10年2月までの標準報酬月額が12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社の役員であったことが確認できるものの、同社の元同僚は、「申立人は役員として同社に勤務していたが、B業務担当であり、社会保険の事務には関与していなかった。」と述べていることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正されたことに関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月4日から20年9月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和19年1月から20年8月まで勤務していたA社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無く、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和20年11月14日に支給されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金支給の根拠条文(旧厚生年金保険法第49条の3)を示す「49-3」が記載されており、その上段には「****」と個別の記号が付されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく見えない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく見えない上、申立人が主張する以外に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
(A事業所)
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
(B社)
③ 昭和 40 年 5 月 18 日から 43 年 9 月 1 日まで
(C社D事業所)

平成 19 年に社会保険事務所(当時)に出向いた時に、脱退手当金を受給しているため、脱退手当金の支給対象期間に勤めたA事業所、B社及びC社(現在は、E社)D事業所の分の年金はもらえないと言われた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金に係る算定期間は、請求時点以前のすべての厚生年金保険被保険者期間となっており、その支給額は法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和44年5月9日に支給されていることが確認でき、また、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、備考欄に脱退手当金が支給されたことを示す(脱)が押印されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給対象期間におけるA事業所、B社及びC社での申立人の厚生年金記号番号はいずれも同一番号で管理されていたところ、脱退手当金支給後において再取得した事業所の厚生年金記号番号は別番号であることから、脱退手当金が支給されたことにより、別番号が払い出されたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。